

■ 第 144 回 新潟市都市計画審議会

日時：平成 30 年 12 月 26 日（水）午前 10 時～

場所：白山会館 2 階「大平明浄」

（佐藤都市計画課長補佐）

皆様、おはようございます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第 144 回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます新潟市都市計画課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は第 26 期審議会委員の最初の審議会であります。本日配付してあります資料について確認させていただきます。皆様には、事前に議案書をお配りしております。本日お持ちになられない方がいらっしゃいましたら、事務局にお申し付けください。そのほか机上配布しております資料は、5 種類ございます。第 144 回新潟市都市計画審議会次第、続きまして第 26 期新潟市都市計画審議会委員名簿、都市計画審議会条例、都市計画審議会運営要綱、最後になりますが、本日の議案の 3 番目の説明用資料となります。

本日の議題は三つございます。事前配布しております議案書 1 枚目の裏面に記載しておりますので、ご覧ください。

また、本審議会は公開としております。議事録作成のため録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、お諮りいたします。報道機関より撮影の許可を求められておりますが、撮影の許可をすることによってよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、撮影を許可させていただきます。

それでは、はじめに新潟市の新階技監よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

（新階技監）

皆様、おはようございます。新潟市の技監で、都市政策部長を兼任しております新階と申します。本日は、皆様、大変お忙しいところお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

ございます。皆様におかれましては、第 26 期新潟市都市計画審議会委員のご就任に対し、ご快諾いただきまして誠にありがとうございます。2020 年 6 月までの 2 年間の任期となりますので、2 年弱になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、これまで当審議会を会長としてごけん引くださいました五十嵐由利子先生が、第 25 期をもちまして当審議会を退任されております。委員改選に伴いまして、今回改めて会長をご選出していただきます。会長選出後、新会長体制での常務委員を会長よりご指名いただき、その後、具体の都市計画案件に入らせていただきます。

当市では、新潟市の企業立地プランというものを策定しています。そのプランに基づいて、現在、工業用地の確保を進めております。今回の「白根北部地区地区計画」がその最初の案件になります。人口減少や少子高齢化が加速的に進行するなど、都市をめぐる社会経済状況が大きく変化してきております。また、新潟の中央環状道路など、新たなまちづくりをどんどん進めているところでございます。そういった昨今の新潟のまちの状況を踏まえまして、今回、新しく工業団地の取り組みをさせていただいております。今後、新潟のまちづくりを進め、都市計画の諸制度を運用するに当たり、この審議会の新潟市における役割は非常に重要なものだと考えております。我々も精一杯努力させていただきますので、皆さんにおかれましても忌憚のないご意見、ご検討いただきまして、新潟をより住みよい魅力あるまちにさせていただければと思っております。

それでは、簡単ではございますけれども、願いを申し上げましてあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(石井都市計画課長)

次に、第 26 期最初の審議会でありますので、私、都市計画課長の石井より、皆様をご紹介させていただきます。

お手元の委員名簿順でのご紹介となりますので、よろしくお願ひします。

最初に、岡崎篤行委員。

(岡崎委員)

岡崎です。よろしくお願ひします。

(石井都市計画課長)

田村圭子委員。

(田村委員)

田村でございます。よろしくお願ひいたします。

(石井都市計画課長)

飯野由香利委員。

(飯野委員)

飯野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

鈴木孝男委員。

(鈴木委員)

鈴木です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

樋口秀委員。

(樋口委員)

樋口です。どうぞよろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

富山栄子委員。

(富山委員)

富山でございます。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

大橋泰子委員。

(大橋委員)

大橋でございます。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

齋藤博文委員。

(齋藤委員)

齋藤です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

平山桂子委員。

(平山委員)

平山でございます。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

内山晶委員。

(内山(晶)委員)

内山です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

古泉幸一委員。

(古泉委員)

古泉です。よろしく申し上げます。

(石井都市計画課長)

内山則男委員。

(内山(則)委員)

内山でございます。よろしく申し上げます。

(石井都市計画課長)

野本孝子委員。

(野本委員)

野本です。よろしくお願ひいたします。

(石井都市計画課長)

山際務委員。

(山際委員)

山際です。よろしく申し上げます。

(石井都市計画課長)

栗原学委員。

(栗原委員)

栗原でございます。よろしく申し上げます。

(石井都市計画課長)

小山進委員。

(小山委員)

小山です。よろしく申し上げます。

(石井都市計画課長)

石附幸子委員。

(石附委員)

石附幸子です。よろしくお願ひいたします。

(石井都市計画課長)

内藤正彦委員。本日は、代理として国土交通省北陸地方整備局企画部広域計画課長の笹岡様がお出席でございます。

(内藤委員 代理：笹岡)

内藤の代理の笹岡でございます。よろしくお願ひいたします。

(石井都市計画課長)

小池慎一郎委員。本日は、代理として国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所副所長の田室様にご出席でございます。

(小池委員 代理：田室)

小池の代理でまいりました。田室と申します。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

皆川明夫委員。

(皆川委員)

皆川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

山ノ内久委員。

(山ノ内委員)

山ノ内でございます。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

石室保典委員。

(石室委員)

石室です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

三宅誠一委員。

(三宅委員)

三宅です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

伊藤育美委員。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

手塚サキ子委員。

(手塚委員)

手塚です。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案に関係する部局の幹事をご紹介します。まず、新階技監。

(新階技監)

新階です。よろしくお願いいたします。

(石井市計画課長)

渡辺南区長。

(渡辺南区長)

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

(石井都市計画課長)

以上でございます。

議事に入ります前に、定足数についてご報告いたします。本日の審議会は、委員 25 名中 25 名の委員の皆様がご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議案に移ります。まず、第 1 号議案「会長の選出及び会長代理の指名」を行います。選出に当たりまして、技監を進行役とさせていただきます。

それでは、技監、お願いします。

(新階技監)

それでは、進行役を務めさせていただきます技監の新階でございます。会長選出までの進行役となりますが、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号「会長の選出及び会長代理の指名」に入りたいと思います。配布させていただきました新潟市都市計画審議会条例をご覧ください。新潟市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長は第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる学識経験のある方の中から委員の選挙により決めさせていただきます。「学識経験のある方」とは、お手元の名簿の 10 名の方の中から決めることとなります。皆様のご推薦や自薦による立候補をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

(富山委員)

新潟大学工学部教授の岡崎先生がよろしいかと思っております。

(新階技監)

ありがとうございます。今、岡崎委員のご推薦がありましたが、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、岡崎篤行委員を会長にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。「異議なし」とのことでございますので、会長を岡崎委員

をお願いすることで決定させていただきます。それでは、岡崎委員、よろしくお願いいたします。

それでは、新潟市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長になることになっておりますので、これをもちまして私の進行役の任務を終了させていただきます。一旦事務局へお渡しします。ご協力ありがとうございました。

(石井都市計画課長)

ありがとうございました。

ここで、会長に選出されました岡崎委員と今後の議事についての打合せのため少々時間をいただきたいと思います。岡崎委員には、会長席にお移りいただき、ほかの委員の皆様には、恐縮でございますが、少しお待ちいただけますようよろしくお願いいたします。

(打合せ)

お待たせいたしました。それでは、岡崎会長よりごあいさつをいただいた後、議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さん、こんにちは。僭越ではございますけれども、どうもいつの間にか私が最古参になってしまったみたいで、よろしくお願いいたします。

では、さっそくですけれども、はじめに、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定によって、本日の議事録署名員を指名させていただきます。内山晶委員と小山進委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、新潟市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員を代理者としてすることとなっております。こちらは、樋口秀委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、議案第2号「常務委員の指名」を行いたいと思います。新潟市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、常務委員は軽易な事項を処理するため、会長の指名した委員5名以内で組織することとなっておりますので、これも私から指名させていただきます。常務委員には、樋口秀委員、平山桂子委員、古泉幸一委員、山ノ内久委員、三宅誠一委員、以上の5名にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、新潟市都市計画審議会条例第7条第3項の規定では、常務委員の互選により常務委員長を決めることとなっておりますので、常務委員の方々には、審議会の終了後、常務委員長の選出をお願いいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。「新潟市都市計画地区計画の決定（新潟市決定）『白根北部地区地区計画』」の審議に移ります。では、まず事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

皆さん、おはようございます。南区役所建設課長の吉田と申します。本日は、よろしくお願い申し上げます。

私の説明、約20分強と、少し長い説明となりますが、よろしくお願いしたいと思います。座って説明させていただきます。

本日も審議いただく議案第3号「新潟市都市計画地区計画の決定（新潟市決定）『白根北部地区地区計画』」について、説明させていただきます。私の説明は、皆様にお配りしております議案第3号「新潟市都市計画地区計画の決定」のこの議案書、これともう一つ、お配りしておりますパワーポイントの画面をプリントしたもの、この2種類を使って説明させていただきます。私の説明の中で、資料何ページとあるのは、このプリントの右下にあるこのページ数を読み上げていきますので、よろしくお願い申し上げます。また、スクリーンにも同じ画面を映し出していきますので、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

では、最初に議案の説明に入ります前に、都市計画における区域区分と都市計画制度の説明をさせていただきます。始めに資料1ページの下、都市計画における区域区分について説明させていただきます。

区域区分とは、無秩序な都市計画を防止し、段階的、計画的に市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の二つに分けるための都市計画です。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、住居系、商業系、工業系の12種類の用途地域が定められております。もう一つ、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域となり、原則としてこの区域においては、開発行為を行うことができないことになっております。新潟市は、全域において区域区分を定めており、すべての土地が市街化区域、もしくは市街化調整区域に指定されております。

資料を1枚めくっていただき、2ページ目の上、地区計画について説明いたします。最初に、地区計画制度の概要ですが、地区の特性や実状に応じたきめ細かにまちのルールを定め、計画的によりよいまちへと誘導していくための制度となっております。地区計画に定める内容は、地区計画の方針と地区整備計画で構成されております。地区計画の方針では、まちの将来像を定めるため、地区計画の目標や土地利用の方針などを決め、もう一つの地区整備計画では、地区の特性に応じて必要なまちづくりのルールを定めるため、地区施設の配置及び規模や建築物に関する事項などに関して決めていきます。この地区整備計画の建築物に関する



る事項の中で、建物の用途や高さ、規模、垣または柵の構造など、建築に関するルールをきめ細かに定めていくことができます。本市では、これまでに 69 地区においてこのような地区計画を定め、都市計画決定しております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。白根北部地区地区計画です。皆さんにお配りの議案第 3 号の 1 枚目「地区計画書」をご覧ください。併せてパワーポイントの資料の 3 ページの上にも同じものをつけておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

白根北部地区地区計画です。名称は「白根北部地区地区計画」、位置は新潟市南区北田中の一部、面積は約 9.4 ヘクタールです。

最初に、白根北部地区の位置を説明いたします。資料 3 ページの下の位置図をご覧ください。計画地を赤色で示しております。南区役所から北側、新潟方向に約 5.4 キロメートル、新潟市の中心部からは、南へ約 13.3 キロメートルの位置です。また、現在稼働している白根北部工業団地に隣接した位置となります。資料を 1 枚めくっていただきまして、4 ページ目、総括図です。赤色で示す範囲が白根北部地区です。水色に着色された部分は、既存の白根北部工業団地です。その下の写真、地区を拡大した航空写真です。地区計画区域は、赤線で囲まれた範囲で、面積は約 9.4 ヘクタールです。地区の西側に国道 8 号線が接しており、また北側の道路、都市計画道路の新潟中央環状道路にも接しております。

議案第 3 号の地区計画書の説明に戻ります。この表の地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、そして建築物等の整備の方針の 4 項目を説明いたします。同じく資料 5 ページの上の表、議案第 3 号の赤枠の項目になります。ここでは、白根北部地区地区計画を策定するに至った経緯や、どのような整備を行うか等が記載されておりますので、項目ごとではなく一連で説明させていただきます。

最初に、本地区は、平成 29 年度に企業立地課で行われた新たな工業用地確保に向けた取り組みにおいて選定された地区となっております。資料 5 ページの下の図面を説明いたします。また、遠い委員の方には申し訳ないのですが、この部分の説明はスクリーンも併せて見ていただきますと、アニメーションで出てきますのでよく分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひします。先ほど説明いたしました区域区分でいいますと、平成 22 年度に実施した市内全域の都市計画区域の再編に伴い、本地区は平成 23 年 3 月に市街化調整区域に指定されております。着色してある範囲が市街化区域であり、それ以外の着色していない範囲が市街化調整区域となります。旧白根市では、人口減少の進行や農家戸数の減少に伴い、その維持、活性化が課題となっており、地域経済の活性化とともに雇用の場を創出し、定住人口の増加を目指すため、本地区及び隣接する白根北部工業団地を含めた地区において、農業との兼業を含め就業機会の確保に取り組んでまいりました。その取り組みとしまして、

旧白根市では、昭和 48 年度に農村地域工業等導入実施計画を策定、その後、平成 12 年度に計画を変更しまして、本地区は工業等導入地区と位置づけられた区域の一部となっております。位置図の中で緑色の線で囲んでいる範囲がこの区域となります。

農村地域工業等導入実施計画とは、昭和 46 年に制定されました農村地域工業等導入促進法に基づき作成された計画です。工業等導入地区とは、農村地域への工業等の導入を促進し、農業従事者が導入される工業等に就業するための措置を講ずるとともに、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として導入する地区となります。同計画の範囲のうち、内側の紫色で着色している範囲が白根北部工業団地であり、すでに工業団地の整備が完了している範囲です。それに接している赤線で示す範囲が、今回の白根北部地区となります。本地区は市街化調整区域で、原則市街化を抑制する地区となりますが、その一方で、農村地域工業等導入実施計画の策定により、農村地域の維持・活性化のために工業を導入する地区としての位置づけもある地域となっております。

本地区のように、市街化調整区域では、大規模な開発行為を行う場合には、最初に説明いたしました地区計画を活用して土地利用のルールを定め、無秩序な土地利用を抑制することが求められております。よって、この開発行為が地区計画に定められた内容に適合して行うものであれば、開発許可をできるものとなっております。このような経緯から、今回新たに本地区について地区計画を策定し、建築物の適切な規制、誘導を行うことで、優良な農村地域工業等導入地区の形成を行うことといたしました。

また資料を 1 ページめくっていただきまして 6 ページです。農業振興地域区分の概要をご覧ください。ここでは、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法と本地区の関係について説明いたします。市街化調整区域、いわゆる原則市街化を抑制する区域、その区域の中で都道府県知事が今後長期に渡り総合的に農業振興を図るべき地域として指定した区域が、農振法に規定する農業振興地域となります。南区の場合は、市街化調整区域の全域がこの農業振興地域となります。さらに農業振興地域の中で、農用地区域と非農用地区域に分かれております。農用地区域は、今後長期に渡り農業上の利用を確保するとともに、効果的な農業投資を行い、総合的、計画的に農業振興を図るべき地域として設定されている区域で、開発行為等は行えない区域となっております。また、非農用地区域は、直接農業上の利用に供すべき土地ではありませんが、農用地区域と一体で農業の振興を図ることが相当な区域とされております。しかし、農業上の利用に支障がない範囲においては、農地転用の許可を受けたいうで開発行為等の土地利用が可能な区域となります。

これを本地区に当てはめると、6 ページ下の図面、黄色に着色された範囲が農用地区域となっております。着色されていない白色の範囲が非農用地区域となります。本地区は、先

ほど説明いたしました農村地域工業等導入実施計画を導入した時点において、この土地利用上の調整が十分に行われており、非農用区域で計画的に工業を誘導することができる区域に指定しております。

以上が、策定の経緯と地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、そして建築物等の整備の方針の説明となります。

次に、隣接しております既存の白根北部工業団地を写真で紹介させていただきます。資料 7 ページをご覧ください。各写真の右下に位置図を載せております。位置図の矢印の方向から撮影した写真です。

まず最初に、上の写真は、位置図の中央を走る新潟中央環状道路から北側の工業団地で、大通り黄金団地側から撮影したものです。工業団地の幹線道路の幅員は、車道が 9 メートル、両側に歩道が整備されております。その下の写真は、中央環状道路から既存の工業団地を撮影したものです。1 枚めくっていただき、8 ページです。この上の写真は、中央環状道路を挟んで南側の白根北部工業団地の写真です。南側の工業団地の幹線道路の幅員は、車道が 9 メートル、また、同じく両側に歩道が整備されております。その下の写真は、同じく南側の工業団地内で、幹線道路から本計画の白根北部地区を写したものです。今回、この行き止まりになっている道路を延長していく計画となっております。続いて 9 ページです。写真は、国道 8 号交差点から新潟中央環状道路を写したものです。左側は、既存の北部工業団地、右側が、今回計画の白根北部地区です。白根北部地区の現状は、農地となっております。その下の写真は、国道 8 号南側から本地区、白根北部地区を写したものです。右側の農地が、計画の白根北部地区です。左側は国道 8 号の歩道、奥に見える建物は既存の北部工業団地です。以上で、本地区に隣接している工業団地の状況の説明を終わらせていただきます。

また議案に戻らせていただきます。議案を 1 枚めくっていただきまして、下に 2 / 2 とページが振ってある地区整備計画について説明いたします。プリントの資料の 10 ページの上の表にも同じものを示しております。

最初に、地区施設の配置及び規模について説明いたします。地区施設の配置及び規模として、幅員 15 メートル、延長約 350 メートルの道路を配置することとしています。資料 10 ページ下の計画図をご覧ください。計画図のとおり、地区内に幹線道路を L 字型に配置し、隣接する白根北部工業団地内の幹線道路と接続させることで、1 団の工業団地として地区内の環境の維持、保全に努めることとしています。これと同じものは、議案にも資料として添付しております。

続いて議案の 2 段目、建築物等に関する事項のうち、建築物等の用途の制限についてご説明いたします。資料 11 ページ上のページにも同じ表を示しております。建築物等の用途の

制限としまして、建築基準法別表第二（を）項に掲げるものを建築してはならないとしております。これは、隣接する白根北部工業団地の用途の規制に準じ、用途地域の工業地域と同じ用途制限としているものです。なお、都市計画での用途の制限とは別に、農村地域工業等導入実施計画において、当地区に位置できる工業の業種が限定されていることから、住宅や商業施設等の立地は制限されております。次に、容積率、建ぺい率も制限事項を定めております。建築物の容積率の最高限度は10分の20、建築物の建ぺい率の最高限度は10分の6となっております。この容積率と建ぺい率につきましても、隣接する既存の白根北部工業団地と整合をとり、同じ制限としております。

次に、建築物の緑化率の最低限度です。敷地内に3パーセント以上の緑地を配置することとしております。これは、開発許可の基準の場合、3パーセント以上の公園、緑地、または広場が必要となります。しかし今回の開発行為の場合は、公園、広場の設置を行わないため、基準に必要な緑地の面積を各敷地内で担保させるために設けてある事項です。ただし、新潟市工業立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例に基づき、緑地及び環境施設面積のそれぞれの施設面積に対する割合が別途定められている場合はこれによるものとするとしております。今回の開発は、同条例に該当するため、この条例に基づいて割合を設定する必要があります。

以上が、地区整備計画に関する事項の説明になります。

最後に、これまでの都市計画決定の手続きについて説明いたします。議案第3号のA3の用紙を2枚めくってもらいまして、都市計画策定経緯の概要をご覧ください。併せて、資料11ページの下の方の経緯の概要もご覧いただきたいと思います。

では、都市計画策定経緯の概要を説明いたします。公聴会につきましては、新潟市条例第33号、新潟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例第2条に基づき手続きを行ったため、開催はありませんでした。原案の縦覧につきましては、平成30年9月26日から10月10日までの2週間実施いたしました。縦覧者は4名で、意見書の提出はございませんでした。都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧につきましては、平成30年11月21日から12月5日までの2週間実施いたしました。こちらは、縦覧者は6名で意見書の提出はございませんでした。そして本日、新潟市都市計画審議会に諮っていただいております。以下は、予定となっております。

以上で、白根北部地区地区計画の説明を全て終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

(岡崎会長)

ご説明、ありがとうございました。それでは、今の議案につきまして、ご意見、ご質問等

がありましたら挙手をお願いいたします。

(富山委員)

説明ありがとうございました。周辺の環境とか污水対応は、どのようになっているのでしょうか。

(事務局)

工場からの污水は、公共下水が完備されておりますので、そこで処理していきます。それから雨水等は、一旦調整池に入りまして、その後、土地改良区が管理する農業用排水に流出されていきます。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(鈴木委員)

農村地域工業等導入実施計画を作成されてということですが、地元の雇用創出というところが非常に大きな目的になっているかと思いますが、新しい工場等ができると思いますが、周辺の農家で積極的に、そういった企業で雇用していただくために誘導策として、どのようなことをするのかを確認させていただければと思います。

(事務局)

行政としましても、南区役所でいいますと産業振興課、そういうところも一緒になって、企業にこの目的、この趣旨をよく説明いたしまして、理解してもらい、特に農家の方の採用を、こちらとしても一生懸命進めていきたいと考えております。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。

(田村委員)

新潟大学の田村でございます。周辺にある中学校並びに教育委員会への事前のご連絡であるとか、その辺の反応を教えてください。

(事務局)

南区では、コミュニティ協議会というものが12あります。そこで毎年6月から9月にかけて、区長をはじめとする関係課長が出席して、いろいろな事業や市の方針などを説明する機会があります。その中で、この工業団地の計画が進められていることを皆さんに説明しております。そのコミュニティ協議会の参加メンバーは、各地区の自治会とか、その地区のサークル、またはPTA関係者もすべて参加しておりまして、そういう説明をした中では異論や大きな意見はございませんでした。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特に反対というご意見はないようですので、今回の議案につきましては異論なしという原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、議案第3号「新潟市都市計画地区計画の決定（新潟市決定）『白根北部地区地区計画』」については、原案のとおり決定いたします。

では、事務局にお返しいたします。

(佐藤都市計画課長補佐)

事務局でございます。本日は、ご審議をどうもありがとうございました。事務局から2点ご連絡がございます。

冒頭にもご説明させていただきましたけれども、本日ご指名させていただきました常務委員の皆様、樋口委員、平山委員、古泉委員、山ノ内委員、三宅委員、こちらの5名の方につきましては、この会終了後、常務委員長を選出をさせていただきたいと思いますので、この場に残っていただければと思います。

それから2点目でございます。駐車券でございます。車で来られた方の駐車券をお預かりしています。お帰りの際にお渡しいたしますので、お受け取りください。駐車券につきましては、処理が終わっておりますので、新潟市の駐車場をそのまま出ていただくことができますので、忘れないようにお受け取りください。

それでは、本日の都市計画審議会のすべての議案を終了させていただきます。本日はお疲れさまでございました。